⑶　入札説明書の交付期間及び交付方法　令和３年５月13日10時30分から令和３年６月17日12時00分まで　入札説明会参加者は入札説明会の際、直接交付する。入札説明会に参加しない者は、交付期間中に、上記に示す場所にメールにて連絡した者に対し、メールにて交付する。

⑷　入札、開札及び企画提案書類提出の日時　令和３年６月24日11時00分　入札書等の提出方法は入札説明書を交付した者に説明する。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。

⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Ueyama Ryuta, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Prize for campaign.

⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A

⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　24th June 2021.

⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi,　Minato-ku,　Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251
E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年４月26日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長　堀田　　治
支出負担行為担当官
東海農政局長　小林　勝利

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42、75、78

⑵　事業名　名古屋第４地方合同庁舎整備等事業

⑶　事業場所　愛知県名古屋市中区三の丸２丁目６－２

⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、事業敷地内の既存建物及び地下存置物等（以下「既存建物等」という。）の解体撤去を含む、名古屋第４地方合同庁舎（外構を含む。以下「本施設」という。）の①施設整備、②維持管理及び運営に関する業務を行うものである。

⑸　事業期間　事業契約締結日から令和18年３月31日まで。

2　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑷①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること。

②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、支出負担行為担当官　中部地方整備局長　堀田　　治及び支出負担行為担当官　東海農政局長　小林　勝利（以下、総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④　応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、次のアからオまでのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　運営業務

⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧　上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

(A)　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。(B)において同じ。）の関係にある場合

(B)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(A)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役